

令和7年6月2日

報道各位

新潟市保健衛生総務課

株式会社トライグループにおける水俣病に関する
適切な情報発信等について（要請）の発出について（情報提供）

株式会社トライグループが作成した教材において、水俣病に関する事実誤認が含まれていたことが確認された事案につきまして、本日関係者一同連名で同社あてに要請文を発出しましたのでお知らせします。

詳細については別紙の要請文をご確認ください。

【お問い合わせ】

保健衛生部 保健衛生総務課

担当 刈谷、齋藤

電話 025-212-8012

hokeneisei@city.niigata.lg.jp

※6月2日（月）のお問い合わせは、17時までお願いいたします。

令和7年6月2日

株式会社トライグループ 御中

環境省

熊本県

鹿児島県

新潟県

新潟市

水俣市

貴社作成教材における水俣病に関する適切な情報発信等について（要請）

貴社が作成した教材において、水俣病に関する事実誤認が含まれていることが確認されました。具体的には、水俣病は遺伝する旨の説明がありましたが、水俣病はメチル水銀中毒に起因する疾患であり、遺伝するものではないことが医学的・科学的に証明されています。

この誤った情報は、学習者に誤解を与えるだけでなく、水俣病の被害にあわれた方々やご家族に対する偏見・差別を助長する可能性があります。そのため、令和7年5月29日に貴社に対し、今回の事態が生じた経緯等についてヒアリングを実施したところですが、そのヒアリングの内容も踏まえ、以下の事項について、改めて文書にて、強く要請します。

1. 今回問題となった教材にアクセスした方が多くいることを踏まえて取り得る方策について検討の上、その実行のスケジュールを含め報告すること
2. 令和7年5月29日に提示のあった再発防止策を実行に移すとともに、ファクトチェックの観点及び水俣病の正しい知識の習得の観点の両面から、追加で必要な再発防止策を検討の上、その実行のスケジュールを含め報告すること

以上の点について、速やかに対応いただくことを求めます。